

# 東腎協

第 2 号

'73.10.20

東京都腎臓病患者  
連絡協議会 事務局

都内在住の患者に明るい見通し？

東腎協、都議会へ請願ノ

七月より準備が進められて来たところであるが、一般会員を含む東腎協役員連は、九月十八日、十時より二時間余りにわたって都議会各党に対し、紹介議員の要請を行なうと共に、すぐその足で請願受付に向った。

小林副会長並びに、堀江事務局長二人の手によって、各地より集められた、五三九名の署名と共に請願書が、手渡されたが出席者一同、単に量的な重みのみならず、改めて請願の重みを感じさせられた。なお、紹介議員は次の通りである。

## 請願紹介議員（敬称略）

- 日本社会党幹事長（都議会）  
実川 博
- 衛生経済清掃委員長  
後藤 マン（日本共産党）
- 自由民主党副幹事長（都議会）  
安孫子 清水
- 衛生経済清掃委員長理事  
松尾 喜八郎（公明党）
- 民主社会党幹事長（都議会）並びに衛生経済清掃委員  
藤原 哲太郎

腎臓病、人工透析患者の  
医療の改善を要望する請願書

## 請願主旨

1. 腎疾患の早期発見・早期治療のため三才児検尿を義務化して予算措置を講じて下さい。
2. 一年以上わずらって入院、自宅療養を続けている腎疾患患者の治療を公費で負担して下さい。
3. 総合腎センターを設置して下さい。
4. 腎臓病専門の医師、看護婦、臨床技師を多く養成して下さい。
5. 療養しながらも働く意志と能力のあるすべての人に社会復帰の途を講じて下さい。
6. 腎臓病の実態を調査し、適切な対策をたてるため、患者代表を加えた実態調査委員会を設置して下さい。

## 請願理由

東京都に於ては昨年七月から人工透析の治療費半額半額負担を実施して頂きました。また同年十一月から同じく人工透析には更生医療が適用になりました。しかしこれはいづれも数多い腎疾患患者のほんの一部に対する施策に過ぎません。

腎臓病は十年、二十年と苦しんでいる患者が多い慢性疾患ですが

効果的な薬がなく、生活管理の病気ともいわれ、その病状に応じて常に細心の健康管理が要求されています。そして腎不全の状態になりますと短期間の内に必ず死亡するといわれていますが、人工腎臓腎移植の向上、普及によって死から救われる人も多くなってきています。

しかし根本的には早期発見、早期治療による予防の徹底、不幸にして発病した場合の適切な医療上生活上の指導、医学技術の研究、医療従事者の養成、社会復帰の方法、原因の究明など公的施策にたよるところに非常に大きな面があります。

私達は東京都が都民の健康と生活を守り、弱い者を守る立場からこういった社会福祉政策を積極的に推進されるようお願いするものであります。

## 請願に寄せて

「自分自身との闘い」

米賀 久夫

或る日、突然に訪ずれた僕の病氣。腎臓が悪いと言われすぐに厚生年金病院に入院。診断の結果は、慢性腎不全だった。始めは、軽い気持ちで入院したのに、周りの人達から末恐しい病氣である事を知らされて驚いた。こんなにも病氣が悪化する迄、入院しなかった事を思うと口惜しくてたまらなかった。しかし後の祭りである。この時程、定期検診での尿検査が重要である事を思い知らされた事は無い。ところが、僕の勤務している役所ですら年一回の簡単な結核検診があるだけ。早速当局に交渉を進めてもらって、三〇才迄の職員に行なわれていた定期検診を二五才までに引き下げてもらう成果を上げた。それは僕にとっては、満足すべき状態ではなかったが、一歩の前進であっ

た事には違いない。

入院後、二ヶ月目、先生より透析をしなければならぬ旨、言われた。その時は、目の前が真暗になる程のショックを受けた。それから又、人工腎は保険がきくのだからどうかと社会復帰は本当に可能なのだろうかといった不安にもとりつかれる様になった。現在みたいに全腎協や東腎協などの存在を知らなかったのだから直さるである。それでも一般の健康な人達もこの病気を理解してもらおうと共に、一人でも多くの人が腎臓病にからぬ様、まず身近かな職場より自分の経験を交えながら話していった。

そして、二度と腎不全の患者を出さない為に定期検診(尿検査)の完全実施する様、働きかけ様と思った。僕が透析を始めたのは、四十七年十二月からである。始まるまでは大部不安もあったが、いざ行なってみるとそれ程でなく、体の調子も少しずつよくなって来た。以後、週二回(水・土)行なっている。

当病院の患者会については、以前に組織された事があつたらしいが、会員の減少に伴ない機能がほとんど作用していなかった。だが、最近又、僕も含めて新しい患者が増えてきたので、上部機関のニーズ等を読むだけでも大変なことになるのではなにかとの話から今年四月、十数名で東腎協に加入を申し込んだのである。まだまだ何も出来ない患者の集まりではあるが出来ることから、やっついでいこうと話合っている。

最近とくに、感じる事は僕たち患者自身が立ち上らなければ誰も何もやってはくれないという事である。人にばかり頼らず、自分の生命は自分で守るのだという気構えが必要なのではないかと思つている。まさに、自分との闘いだし、この苦しみを克服してこそ生きる喜びがあるのではないだろうか。

※まとまらない文章ではありますが、皆様御指導を仰ぎながら、東腎協の発展と前進の為、全力を尽して頑張りたいと思います。全腎協の先頭に立って各位、励まし合い、激励しながら前進しましょう。

生活保護申請について

.....  
生活相談室  
.....  
(質問) 四〇才の男子で、私には妻(三八才)と子供二人(男子十才、女子八才)がおりますが、生活困窮の為生活保護を受けたいのですが、手続はどうなっていますか。現在稼働収入はありませんが、透析中で国民年金の一級に該当し、障害年金を受給しています。(練馬Y)

(解答) 生活保護は憲法二五条の理念に基き制定された社会保障ですが「恵み」ではなく国民として当然の権利なので、積極的に活用される事を望みます。まず、保護申請をするには貴方が住んでいる居住地を管轄する福祉事務所受付に行つて、保護申請紙及び収入申告書用紙をもらつて、必要事項(住所氏名保護を受ける理由)を記入して受付に提出。申請書が受理されてから七日位してから貴方の住んで居る家に福祉事務所の担当員が調査に来ます。その時、いろいろ聞かれますので明確に答えられる様にしていて下さい。福祉事務所では申請書を受

け取ってから十四日以内に貴方に保護の決定又は却下の通知書を出す事になっていきます。万一却下された時は都知事に対し、通知書を受けとつた日の翌日から六十日以内に審査請求書(正副二通)を出して下さい。(都庁第三法務部宛)

保護が認められると第一類、貴方、一、九一〇円、妻、一〇、〇八〇円、男の子、一〇、〇二〇円、女の子、八、八一〇円、第二類、一〇、六七〇円(四人分) 貴方が国民年金の一級なので障害者加算、五〇〇〇円、子供さんの教育扶助一、三一〇円(二人分)、そして家賃がプラスされます。(最高一四、〇〇〇円迄)。尚栄養加算がありこれは医師が栄養補給が必要であるという診断書を書く事によって支給されます。右の合計額が貴方の家族の生活費です。但し貴方は障害年金を受けているので毎月一、〇〇〇円を右の合計額から引かれます。

(担当 牧)  
※質問は個条書にてお寄せ下さい。秘密は厳守します。  
生活相談部より

個人のお会結成準備へ

九月十六日、第九回役員会に於て、今後の活動日程について論議がかわされたが、その中で組織化の問題が取り上げられた。既知の通り、東腎協組織を支えているのは、東京在住者を主とする各病院腎友会と一人一人の個人会員である事はいう迄もないが、ただ個人会員の場合、役員不足も手伝つてか、とかく意思の疎通を欠きがちだという批判があった。

そこで、そのギャップを解消させる為、各地域毎に個人の会を結成させる事により、それぞれを病院単位の様な下部組織化させ、相互の連絡を密にする案が提出された。

モデルケースとしては既に、平沢氏や牧氏の手によって結成への動きが行なわれているが、ただ、患者等の把握がしにくい事もあって中々難行の様子である。

東腎協は今後の組織化整備の為、個人の会育成を全面的に支持すると共に更に未加入の患者に対し加入を訴えていく方針を打ち出した。

伝言板

○役員申出、米賀久夫氏  
「東腎協」機関紙を協力して頂く事になりました。よろしく。

○個人のお会結成に御協力をお願い致します。問い合わせは事務局或いは牧・平沢氏迄。

○牧 清美  
新宿区 ■■■■■  
自宅 電 ■■■■■  
○平沢 三吾  
江東区 ■■■■■  
自宅 電 ■■■■■

(編集後記)

ようやく秋も深まり、ようやく二号も発行出来て、感無量です。互いに体には気をつけて、頑張りましょう。

